第三条第八号	法第十二条の六第二項
第五条	法第十条第一項第五号
	次に掲げる事項
第六条	（略）
第七条	（略）
第七条第一号	（略）
第七条第三号	、発芽不能未処理種子及び麻薬
第八条	法第十二条の七第一項
	都道府県知事
	（略）
	法第十二条の七第三項
	（削る）
	（略）
	（削る）

法第十七条第二項において準用する法第十二条の六第二項	
法第十七条第二項において準用する法第十条第一項第五号	
（略）	
法第十七条第二項において準用する法第十二条第一項	
法第十七条第二項において準用する法第十二条の二第一項	
（略）	
及び発芽不能未処理種子	
法第十七条第二項において準用する法第十二条の七第一項	
栽培地を管轄する地方厚生局長	
（略）	
法第十七条第二項において準用する法第十二条の七第三項	
（削る）	
（略）	
（削る）	

（二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の報告）

第十条　法第十五条第一項の報告をしようとする第二種大麻草採取栽培者は、別記第六号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第六号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

3　第一項の規定による報告書の厚生労働大臣への提出は、地方厚生局長を経由して行うものとする。

4　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量（大麻草研究栽培者にあっては、麻薬の品名及び数量を除く。）

第三条第八号	法第十二条の三第二項
第五条	法第十条第一項第四号
	採取した大麻草の繊維の数量
第六条	（略）
第七条	（略）
第七条第一号	（略）
（新設）	
第八条	法第十二条の四第一項
	（新設）
	（略）
	法第十二条の四第三項
第八条第一項	別記第三号様式による届出書を都道府県知事
	（略）
第八条第三項	別記第四号様式による届出書を都道府県知事

法第十七条第一項において準用する法第十二条の三第二項	
法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第四号	
（略）	
法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項	
（略）	
（新設）	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項	
（新設）	
（略）	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第三項	
別記第三号様式による届出書を栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）	
（略）	
別記第四号様式による届出書を地方厚生局長	

（大麻草研究栽培者の報告）

第十条　（新設）

法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第五号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

（新設）

2　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とする。

（新設）